

お客様各位

関信用金庫

「未利用口座管理手数料」新設のご案内

当金庫では、**令和4年1月1日以降**に新規開設された普通預金（総合口座含む）、貯蓄預金口座について「未利用口座管理手数料」を導入させていただくことといたしました。

本手数料は、未利用となった預金口座に対して適用させていただくものであり、常日頃の入出金や口座振替等でお取引されている預金口座が対象となることはありません。

今後とも、常日頃からご利用いただいているお客さまへのサービスの維持向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

未利用口座管理手数料の詳細について

対 象 口 座	以下①～④の全てを満たす普通預金、貯蓄預金口座が対象となります。 ① 令和4年1月1日以降に開設された普通預金または貯蓄預金口座。 ② 最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落としは除きます）から2年以上一度もお預入れまたは払戻しがない口座 ③ 該当口座の残高が1万円未満であること ④ 当金庫（本支店を含みます）で他に定期性預金・投資信託・保険・国債・借入等のお取引がないお客様の口座であること
手 数 料	年間1,320円（税込）
手続きの流れ	(1) 未利用口座管理手数料の対象となる口座をお持ちのお客様には、事前に文書にて、届出住所に「ご案内」を郵送いたします。（※1） (2) ご案内後、約3ヵ月経過後もお取引がない場合、該当口座から未利用口座管理手数料を引落としいたします。 ※1「ご案内」が延着または到着しなかった場合も、通常到達すべきときに到着したものとみなします。
自 動 解 約	・ 該当口座の残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、口座残高を以て未利用口座管理手数料の一部として引落とし、該当口座を自動的に解約させていただきます。

*** 引落としした未利用口座管理手数料の返却、解約となった口座の再利用はできません。**

未利用口座管理手数料については、次の目的のために適用させていただくものです。

- ・ 当該預金口座の再活用によるお取引の再開をお願いしたいこと
- ・ 今後ご利用予定のない口座について、不正利用防止の観点からご解約をお勧めすること

ご不明な点は、お取引店舗までお問い合わせください。